

商標の料金引下げについて(案)

第1回商標制度小委員会
資料2

◆経緯

- 平成20年改正の附則において、施行5年経過後の「検討」について規定。
- 「知的財産推進計画2014」(知的財産戦略本部決定)において、「更にイノベーションの促進に資する効果的な料金制度とすべく、見直しを検討し、必要な措置を講ずる」とされている。

◆特許特別会計の中長期的見通し(現行料金体系に基づき試算)

- 特許特別会計の中長期的な見通しに関し、特許部門及び商標部門において、今後中長期的に収入が支出を上回り、特許特別会計全体として歳入の増加が見込まれる。

◆改正案の概要

- 特許部門と商標部門において、今後中長期的に収入が支出を上回ることが見込まれること、商標権は、サービス業に属する企業や地域で活動する中小企業・地域ブランドの確立を図る団体等にも幅広く活用される知的財産であり、商標権の取得及び維持に係る負担軽減を図ることが、我が国経済の活性化を推進する上で重要であることなどを踏まえ、商標の設定登録料について25%程度、更新登録料について20%程度の引下げを行う。

	現行料金	改正後の料金
設定登録料	区分数×37,600円	区分数×28,200円
設定登録料(分納)	区分数×21,900円	区分数×16,400円
更新登録料	区分数×48,500円	区分数×38,800円
更新登録料(分納)	区分数×28,300円	区分数×22,600円